

保護者殿

就実中学校・就実高等学校長

### 学校感染症の出席停止について

学校保健安全法第 19 条の規定により、感染症にかかった場合、本人の休養と他人への感染予防のため出席停止（この期間は、欠席の扱いとなりません）の措置をとることになっておりますので、お含みのうえ治療に専念してください。（生徒必携「学校で予防すべき感染症について」参照）

なお、感染症が治癒して登校する際には、医師の診断と許可をお願いしておりますので、担当医により下欄の「治癒証明書」に記入していただき、担任へ提出してください。

## 治 癒 証 明 書

就実中学校  
就実高等学校 年 組 番

氏 名 : \_\_\_\_\_

病 名 : \_\_\_\_\_

期 間 : 令和 年 月 日 ~ 月 日

上記疾病の治癒したことを証明いたします。

\_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日から登校可能です。

令和 年 月 日

医療機関名

医師氏名 \_\_\_\_\_ 印